

令和8年（再イ）第103号

北海道北広島市大曲幸町1丁目3番地1  
シャトル1DK106号  
再生債務者 原田 輝幸  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和8年9月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年9月24日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第34号

福島県須賀川市旭町238番地  
再生債務者 鈴木 葉子  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和8年9月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年9月24日

福島地方裁判所郡山支部再生係

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が令和8年9月30日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和8年10月8日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告します。

令和8年10月7日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 青木 由行

記

- 1 記〔8〕中「令和8年10月1日」を「令和8年10月8日」に改める。  
2 別添2中  
「都道首都高速3号線

渋谷

」を

「都道首都高速3号線

渋谷

(ETC)

」に、

「神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線

葛西

」を

「神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線

葛西

(ETC)

」に改める。

- 3 別添3中

「葛西（浦安方向へ進行する入口に限る。）

」を

「葛西（ETC）（浦安方向へ進行する入口に限る。）

」に改める。

令和8年（再イ）第8号

三重県名張市青蓮寺2025番地  
再生債務者 辻浦 宏江  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和8年9月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年9月24日

津地方裁判所伊賀支部

令和8年（再イ）第57号

広島県東広島市八本松町飯田776番地18  
再生債務者 中田 飛鳥  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和8年9月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年9月24日

広島地方裁判所民事第4部

懲戒処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 大阪弁護士会  
2 処分を受けた弁護士  
氏 名 上藤 俊一  
登録番号 54967  
事務所 大阪府大阪市中央区淡路町3ー5ー13 創建御堂筋ビル2階  
上藤法律事務所  
3 処分の内容 業務停止6月  
4 処分が効力を生じた年月日  
令和8年9月17日  
令和8年9月17日 日本弁護士連合会

懲戒処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 第二東京弁護士会  
2 処分を受けた弁護士  
氏 名 村岡 徹也  
登録番号 39230  
事務所 東京都千代田区神田小川町2ー4ー14 フィールドクレストビル  
8階 村岡総合法律事務所  
3 処分の内容 業務停止1月  
4 処分が効力を生じた年月日  
令和8年9月17日  
令和8年9月18日 日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所不詳、氏名不詳、40歳代以上と推定される男性の特徴を有する人骨（頭蓋骨の一部）、着衣及び所持品無し  
上記の者は、令和7年11月30日午後0時00分頃、北九州市小倉北区妙見町11番27号から東方約220メートルに位置する足立山の山中に存する妙香堂清水瀧に通じる階段上で発見されました。死後経過時間は「半年から10年」。身柄の引取者が見つ

からないため、遺体は火葬に付し、遺骨は当市において保管しています。心当たりの方は、当市小倉北区役所保護第二課まで申し出てください。

令和8年10月7日

福岡県

北九州市長 武内 和久

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第2項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされた

記

宮城県加美警察署長

司法警察員警視 石堂 緑

第89号窃盗被疑事件（第74号）1. 橋銘板（青葉台4号）1枚

会社名の起の公告

解散公告

当社は、令和八年七月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月七日

北海道石狩郡当別町國生五五番地一八

有限会社青井商店

清算人 青井 國夫

解散公告

当社は、令和八年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月七日

札幌市南区澄川四条十一丁目九番一一号

株式会社La Cassetta

代表清算人 ストーンツク 范子